

お知らせ



毎年10月1日は

浄化槽の日

10月1日は「浄化槽の日」です。浄化槽の普及促進と浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全を目指しています。

浄化槽とは

浄化槽（合併処理浄化槽）は、微生物の働きを利用して、トイレや台所、風呂などの生活排水をきれいにする装置で、公衆衛生の向上に重要な役割を果たしています。

合併処理浄化槽に転換を

トイレの排水のみを処理するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や、くみ取り便槽を使用している家庭などでは、台所や風呂などから排出された水が未処理のまま流されています。水質保全のためにも、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

定期的に維持管理をしましょう

浄化槽を使う家庭などには、浄化槽の清掃・保守点検・法定検査を定期的に行うことが浄化槽法により義務づけられています。適正な維持管理を心がけましょう。

① 清掃（年1回、型式によっては6か月に1回）

市の許可業者が浄化槽内にたまった汚泥などを取り除き、附属装置や機械類を洗浄します。

② 保守点検（4か月に1回以上）

県の登録業者が、浄化槽装置の動作を点検し、調整や修理、消毒剤の補充などを行います。

③ 法定検査（年1回）

（一財）静岡県生活科学検査センターが、清掃・保守点検などの浄化槽の維持管理状況と放流水の水質を総合的に判断します。

浄化槽の補助金について

市は、浄化槽の設置と維持管理に対して、補助金制度を設けています。浄化槽区域の変更に伴い、昨年4月から一部地域で設置する際の補助金額を増額しました。詳しくは生活排水対策課へお問い合わせください。

問い合わせ

生活排水対策課

☎(7) 2850 ☎(7) 2867

✉seikatuhaisui@div.city.fuji.shizuoka.jp

お知らせ



10月7～13日は行政相談週間です

行政相談をご利用ください

雇用、年金、登記、河川、道路など、国の仕事やその手続、サービスについて「どこに相談したらいいかわからない」といったことはありませんか。そんなときは、身近な窓口として行政相談をご利用ください。

行政相談週間について

行政相談について広く知っていただくため、国では、毎年秋に行政相談週間を設け、重点的に活動を行うこととしています。市では、毎月の定例相談のほか、市民福祉まつりでの啓発活動や、地区まちづくりセンターでの出張相談、総務省静岡行政監視行政相談センターとの共催による相談会（ことしの会場は市消防防災庁舎）を実施します。

詳しくは広報ふじ「暮らしのたより」や町内回覧でお知らせします。



▲市民福祉まつりでの啓発活動

誰が相談に応じてくれるの？

市長が推薦し総務大臣が委嘱する民間ボランティアの行政相談委員が、国の仕事に関する苦情などの相談を広く

受け付け、助言や関係機関への働きかけなどを行っています。

富士市には4人の委員がいます

・菊池文江さん ・菊池恒義さん

・小林知子さん ・高井洋明さん

困ったら、一人で悩まず行政相談

相談は無料、秘密は厳守します。

具体的な相談例

- ・雇用保険の受給期間について納得できない
- ・病院前の横断歩道では青信号の点灯時間を長くしてほしい

定例行政相談（月2回開催）

とき／

毎月第2・4金曜日 13～15時

（祝休日は除く）

ところ／

市民安全課内市民相談室

（市役所3階北側）

※予約不要。直接市民安全課へ。

問い合わせ

市民安全課

☎(55) 2750 ☎(51) 0367

総務省静岡行政監視行政相談センター（静岡市葵区追手町9-50）
☎0570-090110または054-254-1100